

函館市国民保護計画



函 館 市

沿 革

平成 1 9 年 3 月 作成

平成 2 8 年 8 月 一部修正

第1編 総論 1

第1章 函館市の責務，計画の位置づけ，構成等 1

1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ 1

2 市国民保護計画の構成 1

3 市国民保護計画の見直し，変更手続 2

第2章 国民保護措置に関する基本方針 2

1 基本的人権の尊重 2

2 国民の権利利益の迅速な救済 2

3 国民に対する情報提供 3

4 関係機関相互の連携協力の確保 3

5 国民の協力 3

6 高齢者，障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施 3

7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重 3

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 3

第3章 市および関係機関の業務の大綱 4

1 国民保護措置の全体の仕組み 4

2 行政機関の業務の大綱 4

3 公共機関の業務の大綱 5

第4章 市の地理的，社会的特徴 6

1 地形 6

2 気候 6

3 人口分布 8

4 観光客入込数 9

5 道路の位置等 9

6 鉄道，空港，港湾の位置等 10

7 自衛隊施設等 10

8 本市に近接する施設等 10

第5章 市国民保護計画が対象とする事態 11

1 武力攻撃事態 11

2 緊急処理事態 11

第2編 平素からの備えや予防 12

第1章 組織，体制の整備等 12

第1節 市における組織，体制の整備 12

1 市の各部における平素の業務 12

2 市職員および消防団員の参集基準等 13

3 国民の権利利益の救済に係る手続等 14

第2節 関係機関との連携体制の整備 15

1 基本的な考え方 15

2 道との連携 15

3 近接市町との連携 16

4 指定公共機関等との連携 16

5	ボランティア団体等に対する支援	17
第3節	通信の確保	17
1	非常通信体制の整備	17
2	非常通信体制の確保	18
第4節	情報収集，提供等の体制整備	18
1	基本的考え方	18
2	警報等の伝達に必要な準備	19
3	安否情報の収集，整理および提供に必要な準備	20
4	被災情報の収集，報告に必要な準備	21
第5節	研修および訓練	22
1	研修	22
2	訓練	22
第2章	避難，救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
1	避難に関する基本的事項	24
2	避難実施要領のパターンの作成	25
3	救援に関する基本的事項	25
4	運送事業者の輸送力，輸送施設の把握等	25
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	26
第3章	物資および資材の備蓄，整備	27
1	市における備蓄	27
2	市が管理する施設および設備の整備および点検等	28
第4章	国民保護に関する啓発	28
1	国民保護措置に関する啓発	28
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	29

第3編	武力攻撃事態等への対処	29
------------	--------------------	-----------

第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	29
1	緊急本部の設置および初動措置	29
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32
第2章	市対策本部の設置等	32
1	市対策本部の設置	32
2	通信の確保	38
第3章	関係機関相互の連携	39
1	国，道の対策本部および現地対策本部との連携	39
2	知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への措置要請等	39
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40
4	他の市町村長等および道に対する応援の要求，事務の委託	40
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	41
6	市の行う応援等	41
7	ボランティア団体等に対する支援等	42
8	住民への協力要請	42

第4章	警報および避難の指示等	43
第1節	警報の伝達等	43
1	警報の内容の伝達等	43
2	警報の内容の伝達方法	43
3	緊急通報の伝達および通知	45
第2節	避難住民の誘導等	45
1	避難の指示の通知, 伝達	45
2	避難実施要領の策定	46
3	避難住民の誘導	48
4	避難想定ごとの避難の留意点	51
第5章	救援	53
1	救援の実施および補助	53
2	関係機関との連携	54
3	救援の内容	55
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	59
5	救援の際の物資の売り渡し要請等	60
第6章	安否情報の収集・提供	61
1	安否情報システムの利用	61
2	安否情報の収集	61
3	道に対する報告	62
4	安否情報の照会に対する回答	62
5	日本赤十字社に対する協力	63
第7章	武力攻撃災害への対処	63
第1節	武力攻撃災害への対処	63
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
2	武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2節	応急措置等	64
1	退避の指示	64
2	警戒区域の設定	66
3	応急公用負担等	67
4	消防に関する措置等	67
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	69
1	生活関連等施設の安全確保	69
2	危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除	70
第4節	NBC攻撃による災害への対処等	71
1	措置の実施	71
2	汚染原因に応じた対応	72
3	市長の権限	73
4	要員の安全の確保	74
第8章	被災情報の収集および報告	74
1	情報の収集	74
2	関係機関との連携	74

3	情報の報告	74
4	随時の収集, 報告	74
第9章	保健衛生の確保その他の措置	74
1	保健衛生の確保	75
2	廃棄物の処理	75
第10章	国民生活の安定に関する措置	76
1	生活関連物資等の価格安定	76
2	避難住民等の生活安定等	76
3	生活基盤等の確保	77
第11章	特殊標章等の交付および管理	77
1	特殊標章等	77
2	特殊標章等の交付および管理	78
3	特殊標章等に係る普及啓発	78

第4編 復旧等 79

第1章	応急の復旧	79
1	基本的考え方	79
2	公共的施設の応急の復旧	79
第2章	武力攻撃災害の復旧	80
1	国における所要の法制の整備等	80
2	市が管理する施設および設備の復旧	80
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	80
1	国民保護措置に要した費用の支弁, 国への負担金の請求	80
2	損失補償および損害補償	80
3	総合調整および指示における損失の補てん	81

第5編 緊急対処事態への対処 81

1	緊急対処事態	81
2	緊急対処事態における警報の通知および伝達	81

資料編 83

1	函館市国民保護協議会委員名簿	83
2	函館市国民保護協議会条例	84
3	函館市国民保護対策本部および函館市緊急対処事態対策本部条例	85
4	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	87
5	避難施設一覧	95
6	関係機関連絡先一覧	103